労働相談Ｑ＆Ａで解決！

賃金未払②

Q　業績悪化により資金繰りの目途が立ちません。従業員の賃金を未払いにすることはできるのでしょうか。

A　賃金の未払は労働基準法違反にあたります。不景気や会社の経営状況を理由として支払いを拒むことは出来ません。

支払わない場合は、労働基準監督署による立ち入り調査などの指導を受けることがあります。

また、滞納が長期化すれば、従業員から訴訟を起こされるリスクも高まります。

解説はこちら

○　賃金は、原則として、「通貨で」「全額を」「毎月 1 回以上」「一定期日に」「直接労働者に」支払わなければなりません（労働基準法第 24 条）。したがって、賃金未払は、この法律に違反している状態といえます。

○　景気や会社の経営状況が悪い場合、払いたいけれど払えないということが考えられますが、このような状況を理由として労働者に対して賃金支払を拒否することは、法律上はできません。

○　賃金請求権の消滅時効は、当分の間、3 年間とされています（労働基準法第 115 条、143 条）。

どうすれば？

○　既に労務の提供を受けた分の給料については、全額支払わなければなりません。将来的には、従業員の給料などの一部を減額し支給することなども視野に入れ、極力、支払義務を果たす努力を行う必要があります。

○　しかし、この場合でも、会社が一方的に従業員の給料を減額することはできませんので、従業員に対して、減額理由、減額幅や減額期間などを丁寧かつ十分に説明し、合意を得たうえで実施することが重要です。

お問い合わせ

○　山梨県労働委員会事務局

〒400-8501　甲府市丸の内１－６－１　　山梨県庁北別館３階

電　話　　055（223）1827

相談時間　8：30～17：00（土・日・祝日・年末年始を除く）

ＵＲＬ　　https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/